

1. 総会の種類 第〇回通常総会
2. 招集年月日 〇〇年〇〇月〇〇日
3. 開催日時 〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時
4. 開催場所 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 「組合事務所 or 〇〇会議室」
5. 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びに出席方法
 - (1) 理事数 〇〇人 出席理事数 〇〇人 (本人出席)
 - (2) 監事数 〇〇人 出席監事数 〇〇人 (本人出席)
6. 組合員数及び出席組合員数並びに出席方法
 - (1) 組合員数 〇〇人
 - (2) 出席組合員数 〇〇人 (本人出席〇〇人、委任状出席〇〇人、書面出席〇〇人)
7. 出席理事の氏名 〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇
※改選期の場合は、旧理事名を記載すること。
8. 出席監事の氏名 〇〇〇〇、〇〇〇〇
※改選期の場合は、旧監事名を記載すること。
9. 議長の氏名 〇〇〇〇
10. 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名 〇〇〇〇
11. 議事の経過の要領及びその結果

定刻に至り司会者〇〇開会を宣し、本日の通常総会は出席組合員が法定数を満たしたので有効に成立した旨を告げ、議長の選任方法を諮ったところ、満場一致をもって〇〇〇〇を議長に選任、議案の審議に入った。

第1号議案 〇年度事業報告及び決算関係書類承認の件

議長は〇〇〇〇に内容を説明させた後、監事に監査報告を求め、これを議場に諮ったところ、満場異議なく承認された。

第2号議案 〇年度事業計画及び収支予算案承認の件

議長は〇〇〇〇に内容を説明させた後、これを議場に諮ったところ、満場異議なく承認された。

第3号議案 経費の賦課及び徴収方法決定の件

議長は〇〇〇〇に内容を説明させた後、これを議場に諮ったところ、満場異議なく承認された。

第4号議案 〇年度取引金融機関及び借入金残高の最高限度額決定の件

議長は〇〇〇〇に内容を説明させた後、これを議場に諮ったところ、満場異議なく承認された。

1. 取引金融機関 〇〇銀行〇〇支店
2. 本年度借入金最高限度額 〇〇円 (もしくは「本年度は借入を行わない」)

第5号議案 1組合員に対する貸付金残高の最高限度額決定の件

議長は〇〇〇〇に内容を説明させた後、これを議場に諮ったところ、満場異議なく承認された。

第6号議案 手数料、貸付利息の最高利率等決定の件

議長は〇〇〇〇に内容を説明させた後、これを議場に諮ったところ、満場異議なく承認された。

第7号議案 役員報酬決定の件

議長は〇〇〇〇に内容を説明させた後、これを議場に諮ったところ、満場異議なく承認された。

※理事・監事の報酬は一括して定めず、理事と監事を区分して定めること。

第8号議案 定款一部変更の件

〇〇より定款第〇〇条 (〇〇〇〇) の変更が必要である旨説明し、下記 (別紙) 原案を朗読説明、議長

これを議場に諮ったところ、全員異議なく原案どおり可決決定した。

記

※「下記」とした場合は、(変更前)と(変更後)の条文は省略することなく記載すること。

(変更前)

(〇〇〇〇)

第〇〇条

(変更後)

(〇〇〇〇)

第〇〇条

第9号議案 役員改選の件

(役員選出を投票にて行う場合)

議長より、本総会終結時をもって役員全員任期満了であるため、定款〇〇条の規定により連記式無記名投票（もしくは単記式無記名投票）の方法で行いたい旨説明、投票の結果下記のもの当选し、被当選人それぞれから就任の承諾を得た。

記

理事 〇〇 理事 〇〇 理事 〇〇 理事 〇〇
監事 〇〇 監事 〇〇

(役員選出を指名推選にて行う場合)

議長より、本総会終結時をもって役員全員任期満了であるため、定款〇〇条の規定により指名推選の方法で行いたい旨議場に諮ったところ、全員異議なく賛成、選考委員の選任は議長に一任とした。議長は〇〇、〇〇を選考委員に指名、選考委員による選考の結果、下記のとおり被指名人を発表し議場に諮ったところ、全員異議なくこれを当選人とすることに同意し、被指名人はそれぞれ就任を承諾した。

記

理事 〇〇 理事 〇〇 理事 〇〇 理事 〇〇
監事 〇〇 監事 〇〇

以上をもって本通常総会の議案全部の審議を終了したので、閉会を宣し解散した。
時に〇時〇分

〇〇組合

議長理事 〇〇 〇〇 印

出席理事 〇〇 〇〇 印

出席理事 〇〇 〇〇 印

出席理事 〇〇 〇〇 印

※理事長名のところは、組合代表印（届出印）を押印する。
理事長以外は、認印で可

(作成上の留意事項)

※改選期の場合は、通常総会に出席した旧理事の氏名を記載する。

※組合法改正により、総会議事録への出席理事の署名（又は記名押印）は不要となったが、改正法以前以前の定款において、出席理事の署名（又は記名押印）を規定している組合は、従来どおり行う必要がある。

※定款変更により、出席理事の署名（又は記名押印）を省略した組合は、署名（又は記名押印）義務はない。

しかし、議事録に署名（又は記名押印）があれば、証拠、証明力が高い書類となり、また、法務局への代表理事変更登記申請の際には署名（又は記名押印）が必要であることから、実務上は署名（又は記名押印）が望ましい。

(注) 所管行政庁に対して、総会議事録の謄本を提出する場合は、原本をそのままコピーした印影のある「写し」を使用して、議事録の末尾に以下のとおり記載し、代表理事（理事長）が記名押印して下さい。

「この議事録は原本と相違ありません。

〇〇年〇月〇日

〇〇協同組合

代表理事 〇〇 〇〇 印 ※組合届出印 」